

議案第 34 号

ひたちなか市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市行政手続条例の一部を改正する条例

ひたちなか市行政手続条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」を「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に、「茨城県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例」を「茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名，同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め，同項後段を削り，同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は，不利益処分の名宛人となるべき者の氏名，第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに，公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し，又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては，当該措置を開始した日から2週間を経過したときに，当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え，「と，」を「と，同項中」に改め，「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り，「，掲示を始めた」を「，当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え，「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に，「同条第3号」を「第28条第3号」に，「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に，「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項（改正後の第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例等 市の条例及び市の執行機関の定める規則その他の規程並びに茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の定める規則をいう。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例等 市の条例及び市の執行機関の定める規則その他の規程並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の定める規則をいう。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	

旧	新	備考
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び<u>第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び<u>第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに第16条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	